

◆参加者◆

- 元埼玉大学大学院理工学研究科  
教授 河村清史氏
- 一般社団法人  
東京都産業廃棄物協会  
専務理事 木村尊彦氏
- 川崎市環境局多摩生活環境事業所  
所長 渋谷行雄氏
- 一般社団法人日本建設業連合会  
建設副産物専門部会委員  
白鳥栄司氏
- 高俊興業株式会社  
代表取締役社長 高橋 潤氏
- 福岡大学環境保全センター  
教授 柳瀬龍二氏
- (JWセンター 関理事長、  
佐野常務理事、  
山岡教育研修部長)



JWセンターが本年11月に設立30周年を迎えるにあたり、主要な事業である講習会事業について、これまでの歩みを振り返り、今後の更なる発展を期すため、講師・委員・受講者等の関係者の皆様にご参加いただき、座談会「講習会事業を語る」を開催しました。その模様をご紹介します。

**事務局：**只今より、座談会「講習会事業を語る」を開催します。開催に当たり、当センター理事長の関よりご挨拶申し上げます。  
**関理事長：**お忙しい中、座談会にご参加いただきありがとうございます。ごいます。

48年前の1970年に廃棄物処理法が制定され、産業廃棄物という概念が導入されるとともに、廃棄物処理業が許可制になりました。これがこの講習会事業の淵源だと理解しています。ご承知のように、廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理を確保することにより生活環境を保全することを目的として制定されたわけですが、これを実現するために廃棄物の処理に携わる方に廃棄物の処理を的確に行うに足る知識と技能を有することを求めました。



関理事長

何をもって知識と技能を有

するものかについては議論もありましたが、私どものセンターの講習会を受講し、試験を受けて合格し修了証を取得することで、許可権者である自治体の全てから知識、技能ありと認めていただいているところです。

廃棄物処理法は、行政法の中で他に例をみないほど頻繁に改正され、条文の数は、今では制定時の4倍にもなっています。これは、廃棄物の適正処理を確保し生活環境を保全するために規制を強化し、新たな仕組みを導入する必要性に迫られてのものでした。このため、廃棄物処理法は極めて煩雑で分かりにくい法律になっています。

この分かりにくい廃棄物の制度を処理に従事する方々にご理解いただく場として、私どもの講習会事業は存在していると考えています。

法律をそのまま講義をしても難解ですので、平易で分かりやすく、かつ正確で、最新の法改正を反映させたテキストを作成し、毎年、改訂してきました。本日ご参加の皆様方はじめ、多くの専門家の方にご協力をいただいています。

法律をそのまま講義をしても難解ですので、平易で分かりやすく、かつ正確で、最新の法改正を反映させたテキストを作成し、毎年、改訂してきました。本日ご参加の皆様方はじめ、多くの専門家の方にご協力をいただいています。

このテキストをもとに、自治体の現役・OBの方など第一線の多くの専門家に講義をいただいて、この講習会事業は成り立っているものと思っています。講習会事業は、ある意味で適正処理の土台を支えていると、私どもは考えています。

本日は、講習会の来し方を振り返り、行く末を展望し、いろいろな角度から忌憚のないご意見をいただければと思います。

**事務局**：それでは、常務理事の佐野に司会進行をお願いします。

## テーマ1 これまでの講習会を振り返って

**佐野常務理事**：それでは、座談会の前半は、講習会事業のこれまでの振り返っていただくことにしたいと思います。当センターの講習会は、およそ30年間に及ぶ長い歴史がありますので、初めに、この間の主な出来事、あるいは受講者の動向などについて事務局から少し資料を使ってご紹介をし、その後皆さんのお話を順次伺うことにしたいと思います。

### 事務局説明(略)

**河村氏**：私自身は、センターが平成4年度からの講習会事業の準備をしていたときに、テキスト作成委員の依頼を受け、その時から関わっていました。

### ～テキスト・試験問題の作成に尽力～

担当した科目は、今で言うところの環境概論になります。平成22年度までそのテキスト作成に関わっていました。当初は

テキスト作成委員の人たちが試験問題をつくっていましたが、平成13年度だと思いますが、講習会試験委員会というものがつられ、初めの2年間そちらにも携わっていました。自分で重要な事項を拾い出して、それで試験問題をつくってテキスト作成委員会あるいは試験委員会にチェックしてもら



河村 清史氏  
元埼玉大学大学院理工学研究科 教授  
・平成4～22年 テキスト作成委員会委員  
・平成23年～ 教育研修運営委員会委員長

うという形でやっていたことを思い出します。

もう1点は、平成13年度に大臣認定から任意の講習になったということで、これはわれわれに直接関わることはなかったのですが、各都道府県、政令市に対して許可講習として認めていただくといういわゆる調整的事務が大変だったかと思えます。

テキスト絡みで言うと、平成14年度からそれまで講習会ごとの課程ごとにあったテキストを一元化しました。当時はかなり分厚いので持ち運びも大変だったテキストを、課程ごとの内容に分けると同時に、各課程で共通使用するテキストも作成し、収集・運搬用と処分用の2冊になったわけです。各課程で講義の配分時間が違ったりするので、どの課程ではどの科目のどの内容に重点を置くか、テキスト作成委員会では、そういう割り振りとか、軽重を付けるということをやっていました。

平成23年度からは、教育研修運営委員を引き受けました。

その間の思い出では、講習会は今現在も400回ちょっとの開催数ですが、最初の平成4年度は約2万3,000人で140回、平成5年度は約4万5,000人で325回、平成6年度は約7万4,000人で410回と短期間に非常に数が増えましたが、当時非常に少ない事務局の人が全部その準備をやるわけですから、非常に大変だったであろうという記憶があります。

**柳瀬氏**：私は平成4年から現在まで講義を長くさせていただいています。もう1つは、テキスト作成委員会の委員としても参加しましたので、その両方から少しお話をさせていただきます。

私は、廃棄物の最終処分を主にやってきましたが、平成4年の講習会事業が始まる前に、私の上司であった花嶋先生と松藤先生からセンターがテキストをつくるから担当するようにとの話がありました。当時は、日本環境衛生センターのテキストが最終処分に関しては一番新しい、一番深いデータでしたので、それを参考に、平成4年に間に合う



柳瀬 龍二氏  
福岡大学環境保全センター 教授  
・平成4年～講習会講師  
・平成8～22年 テキスト作成委員会委員

ように両先生と相談をしながら作成しました。

日本環境衛生センターのテキストは一般廃棄物の技術管理者向けの内容でしたので、もう少し産業廃棄物の処理業者、経営者に理解していただけるようにとの思いで、例えば、グラフやデータなどの詳細なものを掲載せず、写真を見たほうが理解しやすいだろうということで、私のほうで改訂しながら、産業廃棄物処理業者向けの内容にさせていただきました。

また、センターのテキスト作成に長く携わらせていただいた事が、私自身も非常に勉強になって、今の自分があるという面では、センターに感謝をしています。

このテキストの作成では法的な対応と、経営者が受講者になりますので、基本的には最終処分の適正処理が一番のベースになると思います、また、最終処分場周辺の環境保全対策を取り入れ、それともう1つ、処分業としての業経営的なセンス、いかに利益を上げるかの3点をこのテキストをつくる際の基本にして、テキストをつくり変えてきた経緯があります。

#### ～経営者にも技術的な話を理解してもらうために～

その中で、経営者の方は利益だけを上げればいい、あとは技術管理者に任せるといった話ではなく、経営者の方も必要最低限の埋立技術は理解していただいた上で、利益が上がるのか、環境保全ができるのか、コスト削減ができるのか、そういう点を認識していただいた方がいいだろうと考えました。もう1つ、中間処理の施設が地上にあるのに対して、最終処分場は地下にありますので、いったん環境汚染の問題を起すと、場合によっては会社、事業自体が頓挫することもありますので、そういう面では基本的な技術の内容も経営者に理解していただくようなテキストにしていきました。ですから、最終処分は、ほかの中間処理や計測管理と比べると、細かい技術的な内容が含まれているところがあります。

今度は、講師をする側で考えていきますと、平成4年のときは最終処分の講義は6時間ありましたが、現在は、テキストの内容を主要な部分に絞ってきていますが、それでも3時間は短いかなと思っております。

それと重要な事項に関する説明では、内容を理解していただかないといけませんので、「ここはこういう理由だからこうですよ」と説明をしないといけない点は私も苦勞していました。

もう1つ、業の許可の更新は5年ごとですから、講義をする上では、講義時間の前半は重要な事項とテキストの基本的な概要を説明して、後半はOHPを使用して5年間の最終処分に関するトピックスの説明、例えば「水銀問題」とか「最終処分場でのトラブル事例」などの説明をしていたのですが、今は重要な事項を説明するための時間しかなく、非常にもったいないという気がしています。

**渋谷氏**：私は、平成10年に当時厚生省の産業廃棄物対策室でセンターの厚生大臣の認定の仕事させていただいたというつながりがあります。平成12年から17年まで講師、15年からテキスト作成委員、講習会試験委員と3つやらせていただいています。それぞれ感じたことをお話ししたいと思います。

#### ～行政の視点で見た講習会～

講習会は、廃棄物処理法というものを処理業者の方に理解していただかないといけませんので、われわれ行政側は毎日条文を見ているので、ある程度経験年数がたてば理解しやすい部分もあるかと思いますが、実際に見たことも聞いたこともない方に教えていくのは大変だなというのは、この講習会の講師をやって勉強したところでは。

当時平成12年のときは、収集・運搬概論という講義があり、20～30ページぐらいしかテキストがなくて、それで一定の時間講義しなければいけないというので、どういうふうに話を膨らませていったものだろうかということに、ちょっと頭を悩ませた部分があります。

その後、テキストも講義の内容も変わってきましたが、行政概論を担当するようになってから、逆にいろいろ教えることが多くて、どこに時間配分を置いたらいいんだろうということも感じながら講義をしたことが記憶にあります。行政としては廃棄物処理法全般を理解していただきたいということで、いろいろ話しますが、実際に説明してやっていると時間がどんどん過ぎていってしまっていて、気が付くと、これまだやってないなと



**渋谷 行雄 氏**  
川崎市環境局多摩生活環境事業所 所長  
・平成12～17年 講習会講師  
・平成15～18年 テキスト作成委員会委員  
・平成15～19年 講習会試験委員会委員

いう箇所があったり、駆け足になったりしている部分も多々ありました。

全般に言えることは、講師としてしっかりと皆さんに分かりやすく伝えなければいけないという使命がありますので、分かりやすく伝えるために、自分が得ている事例ですとか人に聞いた事例をうまく交えながら説明したという記憶があります。

テキスト作成委員としては、行政概論の部分を担当させていただきました。その中でもさまざまな自治体の方からテキストの中身についてご意見をいただきましたが、吸い上げ切れなかった部分があったかなと今になって感じています。

記憶のあるものとしては、処理業者の中には法令の流れ、読み方などを理解されていない方もいらっしゃる、行政の実務をやってそういうふうになりましたので、関係法令の流れのようなものをつくって、序章の部分で新たにテキストに追加して、条文の読み方とか例を挙げて説明しました。

また、平成15年度から18年度まで毎年のように法改正があって、国からの通知といったものを踏まえながらテキストにしっかり盛り込んでいけないといけないということで、そういった面では大変だったなと思っています。

講習会試験委員もやらせていただいたので、これもちょっとお話しますと、川崎市では平成16年まで、産業廃棄物の処理業の新規と変更許可の申請に来られた講習会の修了者の方とか代表者の方と面談をして、申請書の内容の確認を実施していました。どこから出るどの産業廃棄物をどこで処理するとか、欠格要件の条文を書いて、これに該当していませんという申告、大きくはその2点、処理体系とか欠格要件に該当していませんということを確認していました。

ただ、面談する人は、役員の方であっても、産業廃棄物の分類とか聞いてもなかなか分からないということがありました。また、「欠格要件に該当していませんよね」ということを聞いても、実際に審査をした結果該当していたということもあってしましました。そのようなことから、排出事業者が限定されるような廃棄物の分類についても、試験問題として、しっかりと紙くずとか木くずとか、どういったものが産業廃棄物で、どういったものが産業廃棄物じゃないというのを理解してもらおうといった問題も出した記憶があります。

あとは試験問題の中でも、その当時の新しい問題を10問つくってほしいという要望もありまして、毎年のように法改正があったので新しい問題をつくる分には助かった面もありますが、解答率があまりにも高かったりした問題は見直したり、逆に低い問題はどうしたら理解が得られるかというので頭を悩ませた部分がありました。

いずれにしても、講習会の講師ですとか、テキスト作成委員、講習会試験委員をやらせていただいて、自分自身さまざまな勉強ができたことについては大変よかったなと思います。

## テーマ2 講習会の現状について

**佐野常務理事**：ここからは、講習会の現状についてお話をいただくことにしたいと思います。

初めは、現在の講習会について皆様方からご意見、あるいは講習会を見直すべき課題、問題点などを順次お話をいただきたいと思っています。

**高橋氏**：私は、平成8年から社会に出たのですが、初めの4年間は建設会社に在籍して、その後平成12年に現在の会社に入社したという経緯です。

### ～初めて講習会を受講して～

会社では、当初は役員を対象にしてこの講習会に参加することにしてはいたのですが、自分自身はまだ役員でなく、現場の作業をし始めてあまり知識のないときに講習会を受講したことを覚えていて、普段自分たちが接している業務については忘れないのですが、そのほかの部分の知識というものは忘れてしまう部分があって、5年に1回新規という形で受講してきました。

そのうちだんだん社員数も増えて、研修の内容、テキストがとてもよくて、役員だけではもったいないということで、営業職を含め、マニフェストに携わる部門も含めて受講しに行こうということで、計画的に受講させてもらったのかなと思います。

私自身としても業務で分か



高橋 潤  
高俊興業(株) 代表取締役社長

らなくなったときはこのテキストを見て振り返りますし、最近では、ほかの団体からの依頼で収集運搬とか中間処理の講師を行うときも、このテキストを参考に読ませていただいています。そういうことで、講師をするときの教材の1つとして使わせてもらっています。

課題ですが、受講者数が現在年間5万人とありましたが、子どもの業界も新卒の割合が高くなっていけば20代の人が増えてくるし、また許可のためとか役員対象という目的がなければ、おそらくですが、入社したばかりの人たち、20代の人たちが処理業の知識を得るために勉強しなければならない時だし、同時に一番身に付く時だと思います。できれば20代の人たちも、テキストを理解できるような講習会の仕組みができればいいのかなと感じているところです。

#### ～さまざまな立場で講習会に関わって～

**木村氏**：私は3つの視点から話をしたいと思います。

まず1つは、受講者側からの視点です。ちょうど行政の講師の人と話す機会があり、また、協会の事務局でこの講習会の受付を行っている者にも聞きましたが、共通して言われたのは、特に4月、5月の開催回数を増やす、なおかつ案内を早くしてほしいということでありました。処理業者の方たちは、新規の許可、更新の許可も通年で行いますので、受講するタイミングを考えたときに4月、5月の案内が遅い、もうちょっと早くしてほしい、それから回数が多いほうがいいという意見です。会場の都合とか年度変わりの都合とかあるかもしれませんが、その辺は工夫が必要かなというのがありました。

また、各講義で10分ほどDVDを流すと思いますが、会場



**木村 尊彦氏**  
 (一社)東京都産業廃棄物協会 専務理事  
 ・平成14年 教育研修運営委員会委員  
 ・平成29年～講習会講師

場によっては一番後ろの人はよく見えるのかなと心配している職員がいました。もし一番後ろのほうで見えなかったら、タブレットを貸し出して見られるようにするという手段もなくはないかなという話です。

2つ目は、私は講師としては、業務管理で委託契約書、マニフェスト、帳簿、あとこの業界

の状況のような話を2時間させていただいています。テキストは特に図表がよくできていてすごく分かりやすく、話す側も話しやすいと思うし、受講者からも好評だと思っていますが、ただ、何れもすごく厚いテキストなので、どこを話したらいいのかと最初は悩みました。

それで、私は他の講師が話す内容を事前に聞かせてもらいました。どこを話しているかというのを全部アンダーラインを引いたら、2時間でおさまったので、これから講師を行う人にはどこを話したらいいか、あるいは間の取り方、時間配分、それはぜひ先輩講師の講習を1回は聞いたほうがいいというのがお勧めであります。

それから、特に講師を始めたときは、1回ごとに自分の講義が受講者にはどうだったかというアンケート結果をすぐに教えていただくと、次の講義までに反省できるかなと思っています。

3つ目は、子ども処理業界の協会としての立場で、いつも講習会の挨拶のときには、優良でレベルの高い処理業者に育ててほしいということをお願いをしています。そのためには、役員の皆さんだけでなく従業員の皆さんがしっかり法律知識、あるいは現場での排出事業者とのやりとりをきちっと学んでほしいのです。

許可の申請をするためには役員でなければいけないので、90%から95%は役員が受講されているのですが、次は従業員の皆さんにこの講習会を受講させてください、というお願いをしています。それによって、レベルの高い処理業者になるだろうと私は思っています。

**白鳥氏**：私自身、平成7年に講習会を受講して修了証を取得しました。

私が現在の部署に配属されて半年ぐらいで、特別管理産業廃棄物の管理を担当することになり、受講しました。

#### ～日々の業務に役立つ～

かれこれ20年以上前の話になりますが、特別管理産業廃棄物に限らず、産業廃棄物の排出事業者として管理業務をしていますと、従来の慣習や経験で行う部分もあり、また、処理業者さんの方の言うとおりにする場合もあったなと思います。ところが、この講習会を受講して、自分が行っている業務、いわゆる慣習で行ってきたことと、当時はそれを行政もあまり厳

しくはされていないような感じもありましたが、それらを法に則って整理するのに非常に役立ちました。

使われていたテキストも、5～6年は自分の業務に十分使えました。何かあればテキストに戻るぐらいの、そういう内容でしたね。ですから、この講習会を受けたおかげでその後の業務がだいぶ明るくなったというか、当時このような講習会がなかったので、非常に参考になって以後の業務に役に立ったという感じがあります。だから、社員講習で役立つのかなと思いますね。

特別管理産業廃棄物管理責任者（以下、「特管責任者」という。）に関しては20代、30代の受講者が多くて、私が受講したのも30代です。最初に作業所に配属されて、廃棄物の管理などは若手が行うケースが多いので、特管責任者でないと廃アスベスト等が管理できないので、受講される若い方がいるのかなという感じがします。

そういった意味でも、この講習会は若手の育成のために非常によくて、若いときに受講すれば5年ぐらいはもつのではないかなと思っています。

テキストも、私の現在の業務に使え、特管責任者だけではなくて、収集・運搬のテキストや中間処理のテキストも十分業務に役立たせていただいています。資料集は、あれだけまとまっているものはなかなかどこを探してもないので、非常に活用させていただいています。

この講習会のあり方ということでは、各都道府県によって特管責任者の資格を得るためにこの講習会でいいということもあれば、駄目なところもあるから確認が必要になることがあります。



白鳥 栄司氏  
（一社）日本建設業連合会建設副産物専門部会 委員  
（清水建設(株)安全環境本部環境部 副部長）  
・平成19年～ 教育研修運営委員会委員

法律の問題とか地方自治・分権という流れではないと思いますが、できればこの講習会を公的担保していただき、講習会を受ければ特管責任者の資格が取れるようになればいいなという希望はあります。

あと、講習会があるということを知らない人もいますので、案

内をもう少し積極的に展開されるといいのかなと思います。勿論、これは私ども排出事業者としても周知していく必要はあるかと思います。

**渋谷氏**：講習会の現状については、テキストも分かりやすくなっていると思います。

その中で、行政側の立場からすると、やはりまず産業廃棄物の分類がしっかり理解できていないといけません。産業廃棄物の分類も、石綿含有産業廃棄物ですとか、水銀ですとか、そういったものが今後もどんどん増えていきます。そうすると、適正に処理するためには細かいところに目を配らせていかないといけない、少なくともそういうものがあることは知っていたかないといけませんので、もう少し分かりやすく説明していただけると一番いいかなと思います。

欠格要件で言うと、平成15年の改正前までは取り消しを行うときは聴聞を行っていましたが、そのときに罰金を支払えば全部丸くおさまるように感じている処理業者の方が過去にいました。今も、平成23年度から26年度については約300件から400件程度の取り消しがあります。そういった状況からすると、やはり欠格要件の理解度というものがちょっと足りないのではないかなとも思います。

あとは時間配分の部分で、数次の法改正があったため、内容が濃くなり、どこに焦点を置いたらいいのかというのがなかなか分かりづらくなってしまっているので、そういったことも含めて時間配分の見直しができるればいいかなと思っています。

**木村氏**：最初に行政概論の講義で行政の方が話をされますが、この講義をするために講師の方自身が勉強しているということで、テキストの内容が行政のスタッフの教育にも役立っているかなと思いました。

そういう人たちは、どこかで1回ぐらい先輩講師の講義を聞いて、話す要領というか、講師としての勉強もしたらいいのではないかなと思います。

### テーマ3 今後の講習会に対する期待、要望について

**佐野常務理事**：ありがとうございました。いよいよ最後のテーマ、これからの講習会のあり方について、自由にご発言、意見交換をしたいと思います。

### ～講義時間の確保を望む～

**河村氏**：これはいろいろな今までの積み重ねの結果だと思えますが、講義時間の問題というのはかなりあると思えます。知識とか情報は減ることはなくて、だんだん増えていくわけです。行政の法改正も当然ですが、技術にしてもそうです。しかし、当初から比べると講義時間は減ってきているわけです。もし可能ならば、時間を増やして、せっかくのテキストを十分理解していただけるような形にしていきたいと思えます。

それから、テキストの作成において、執筆者に講師の意見が反映されるルートみたいなものがあればいいなと思えます。講師の方が実際にどういう意見をお持ちかということが、直接執筆者には入ってこないんですよね。アンケートとか何かの形で間接的に入ってきていますが、執筆者がどう判断されたというのは必ずしも講師にフィードバックされていないと思うんですね。その辺のところ、もうちょっとコミュニケーションがあってもいいのかなということがありますね。

**柳瀬氏**：ずっとテキストの作成委員と講師をやらせていただいて、やはり時間的な問題があります。処分課程で最終処分の講義をする前に、「最終処分場をやっている方、あるいはこれからやろうとしている方、手を挙げてください」と聞くと、大体1会場が多いときで10名いるかないか、少ないときはゼロというときがあります。その中で講義をやるわけですが、中間処理の方に最終処分の概論的なお話をしているような感じになるものですか、あまり細かいところまでは話ができないことがあります。

そういう面では、中間処理と最終処分に関しては、若い人の研修を目的に、許可業の講習会とは別に、本当に中間処理と最終処分の技術的なところを知りたい方向けの研修会があれば、逆に今の講習の時間をもうちょっと減らすことも可能ではないかなという気がしなくもないですね。

### ～講習会の新しい形を検討～

**関理事長**：例えば、初めて処理業の会社の社員になった方に、会社で研修、人材育成をするということもあるでしょう。でも、自分たちでテキストをつくって講師を手配するのはなかなか手間ですし、そういう人たちを対象に、許可とは関係なくターゲットを絞って私どもの講習会のノウハウを活用したいという需要というのはあるのでしょうか。

**高橋氏**：たぶん需要はあると思えます。センターの講習会内容はすごくいいので、ほかの団体の方はセンターの講習会の対象（役員）以外の方をターゲットにしているかなという感じを受けます。例えば、20代とか若い方向けの講習会がこの業界はないなど、それをほかの団体が行ったりしているので、たぶんいつか整理をしなければならないときが来るだろうなと思っています。

ただ、今後、やはり人材の育成というのは私どもの業界の中では大事なキーになってくると思えますので、講習会のノウハウ、資産活用についてはたぶん需要があるし、もっともっと社員に対して勉強させてあげなければいけない、制度、仕組みはつくらなければいけないとは思っていますね。

**関理事長**：日本は労働者不足で、外国人研修制度等を活用して外国人労働者を増やそうという動きがありますよね。建設業界なども結構外国人労働者が働いています。そうしますと、日本人でも廃棄物のルールを理解するのは大変なのに、もっと理解が難しい方たちにも分かっていただくようになると、どういうレベルのどういうバックグラウンドの人を相手にするかによって当然テキストも違ってくるだろうと思えます。こういうことも社会的には必要なかなと、最近思うところです。

**木村氏**：講習会は、新規の収集・運搬課程だと2日間かかるけれども、更新だと1日で終わる。処理業者の方から見ると、2日はなかなか行きづらい、行かせづらいということもあるから、2日と1日とあるのは、それはそれで選択肢となっていかなと思っています。

一方、私ども協会は全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業資源循環連合会）の会員でもあるので、ここでeラーニングですとか、廃棄物検定など、排出事業者も含めていろいろノウハウ、能力を身に付けてもらうための研修、検定、教育をやり始めています。そういう意味で、いろいろな研修コースがあっただろうかなと思っています。それぞれ必要なところをぜひ受けていただきたい。

しかし、そうは言いつつ、各団体の研修でいろいろ重複する部分も出てくると思うので、やはりある程度整理が必要な時期もあるし、そのときはそれぞれ得意分野をより明確にする、特化するところを受講する側にアピールするといいいかなと思います。

それからもう1点、今、講習会に2日間とか場合によっては3日間もかかりますが、果たしてずっと会場で行う時代なのか

どうか。そのうちインターネットで行う、あるいは顔写真があるマイナンバーカード等を使用して試験を受ける人を顔写真認証して、一致していれば試験もインターネットでできるようになると、必ずしも会場で2日間、3日間拘束する必要があるのかと感ずる事もあります。

一方で、あんまりきれいなやり方ではスーッと流れてしまって頭に入らないかもしれないから、かえってわざと間を置いてみたりしたほうが、聞いている人も切り替えができるとか、講習会場に集まることのメリットみたいなものもないと、そのうち全部パソコンになってしまうと思います。

**河村氏**：普段業務をしている、あるいは別な分野から入ってくる方というのは、自分だけで学ぼうと思うものすごく難しいと思います。大学等で経験もあります、一番理解しやすい方法は、よく分かった人から聞くことだと思います。ある程度自分で調べることができますけれども、最初から自分で学ぶというのは、何をどう見ていいか枠組みすら分からないということがありますので、やはり集まって講義を聞くことの意義はある。

ただ、今のeラーニングとか、あるいは遠隔教育、そういうものを完全に無視はできないと思うので、取り入れられるところは取り入れるように考えてはと思います。

**白鳥氏**：建設業は、建設廃棄物の不法投棄が非常に多いと言われていて、環境省の依頼に基づいて紙マニフェストの売り上げから原状回復基金を拠出してきました。このお金を事後処理だけではなくて未然防止のために使って、全国の建設業従事者に建設廃棄物の適正管理教育をしようということで、建設六団体として平成20年度から適正管理教育を推進しています。CPD交付教育として無償で実施しています。建設業ですと施工管理技術者等の資格維持にCPD証明書が必要なので、それが交付されるということで案外需要は高いですね。累計で約3万人近く受講しています。

3時間で建設業廃棄物管理について基本の講義をします。建設六団体での講義内容以外の部分についても、かなり需要は高いと思っています。これはあくまで個人的意見ですけど、その部分でのセンターとのすみわけはできなくはないと思っています。

**高橋氏**：私も要望事項で挙げようとしたのですが、1日ないし

2日であれだけのボリュームのあるテキストを全部理解するのは実質難しいと思います。だから、期間はあまり問わないのですが、1年ないし2年でそのテキストの内容を継続して理解できているかという試験のようなものを再び実施するような、理解度テストを含めたものができてくれるといいなと思っています。それがやがて、継続学習制度みたいなものがこの業界で出てくるといいなということが、私の要望としてあります。

また、今テキストに資料集がありますが、できれば環境省が技術的な助言を通達で出されたものの一覧があるといいかなと思っています。協会によっては独自につくっているところもあるように聞いていますが、できれば技術的な助言の一覧があると後で探しやすいなと思っています。

あと、欠格要件のところですが、処理業の本業の部分での違法行為によって取り消しがあったという事例はテキストに載っていますが、注意しなければならないのは、刑法関係で禁固刑以上になって取り消される事例だとか、例えば道路交通法で高速道路を81キロ以上オーバーしてしまうと禁固刑以上になって許可を取り消された処理業者がありますので、当然本業の部分での法令違反はみんなの知識の中にあると思いますが、それ以外の部分についてはなかなか学べる機会がないので、テキストに一例でも載せてもらえると、特に役員以上の経営者の人たちは勉強になるのかなと思っています。

**渋谷氏**：1個だけ要望というか、講習会という限られた時間で内容を全部網羅するのも無理だと思いますし、試験に合格してしまうと振り返る機会はなかなかないのが実態かなと思っています。何かあればテキストで調べてくれると一番いいのですが、何か困ったらこれを読み返せば分かるとか、逆引きの辞書みたいな、調べやすいようなものがあると、もう一度見てもらえるようなものがあるんじゃないかと思って、そういった読み返したくなるようなものができれば一番いいかなと思っています。

**柳瀬氏**：修了証を持っていること、業の許可を持っていることが、発注側からは確認できない事がある事から、修了証を名刺サイズのカードのようなものにして、仕事の業務で見せられるような形になるといいのかなと感じます。

**佐野常務理事**：ありがとうございます。ちょうど時間になりました。私どもの講習会のこれからのあり方を考えていく際の有

意義な大変示唆に富んだお話をたくさんいただきました。どのように生かしていくか、これから引き続き皆さんのご指導をお願いしたいと思います。

今日はこのあたりで座談会を閉会します。本日は誠にありがとうございました。

一同：ありがとうございました。

## ■ 講習会・研修事業の経緯

| 年度               | S63                           | H1                              | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13             | H14                                                       | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------------------|-------------------------------|---------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 講習会認定区分          | 大臣認定講習会                       |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 都道府県・政令市が認める講習会 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 再許可制度に基づく大臣認定講習会 | 厚生大臣認定(平成元年1月19日付け 厚生省生衛第19号) |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 新規許可講習会          | 産業廃棄物収集運搬課程                   | 厚生大臣認定(平成4年7月16日付け 厚生省生衛第666号)  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 産業廃棄物処分課程                     |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 特別管理産業廃棄物収集運搬課程               |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 特別管理産業廃棄物処分課程                 |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 更新許可講習会          | 産業廃棄物収集運搬課程                   | 厚生大臣認定(平成4年7月24日付け 厚生省生衛第682号)  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 産業廃棄物処分課程                     |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 特別管理産業廃棄物収集運搬課程               |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 | 厚生大臣認定(平成9年1月16日付け 厚生省生衛第39号) 平成14年度から更新講習会産業廃棄物収集運搬課程に統合 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 特別管理産業廃棄物処分課程                 |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 | 平成14年度から更新講習会産業廃棄物処分運搬課程に統合                               |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 特管講習会            | 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会             | 厚生大臣認定(平成5年11月10日付け 厚生省生衛第997号) |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 医療関係機関対象の特管責任者講習会             |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会           |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 研修事業             | 産業廃棄物処理実務者研修会                 |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | マネジメント研修会                     | 基礎コース                           |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  |                               | 管理コース                           |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会          |                                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                 |                                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |